

東松山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年8月27日制定

令和3年6月25日改正

令和5年3月27日改正

令和6年6月25日改正

東松山市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

東松山市農業委員会は、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化に取り組むための指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和8年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和3年3月)	2, 148 ha	193.0 ha	8.98%
3年後の目標 (令和6年3月)	2, 121 ha	187.0 ha	8.82%
3年後の実績 (令和6年3月)	2, 120 ha	101.8 ha	4.80%
目 標 (令和9年3月)	2, 093 ha	95.8 ha	4.58%

【目標設定の考え方】

遊休農地面積は、毎年度2.0haの解消を目指す。

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ①農業委員及び推進委員が連携し、農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施する。
- ②農地パトロールは、利用状況調査の実施時期にかかわらず適宜実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- ③農地所有者の意向を踏まえた相談や指導など、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

④利用意向調査の結果を受け、市、公益財団法人東松山市農業公社及び農地中間管理機構公益社団法人埼玉県農林公社との連携により農地中間管理事業の活用を促進する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和3年3月)	2, 148 ha	250.32 ha	11.65%
3年後の目標 (令和6年3月)	2, 121 ha	286.32 ha	13.50%
3年後の実績 (令和6年3月)	2, 120 ha	296.77 ha	14.00%
目 標 (令和9年3月)	2, 093 ha	332.77 ha	15.90%

【目標設定の考え方】

集積面積は、毎年度12haの新規集積を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①地域ごとの人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直し等、地域における農業者等による話し合いの場に積極的に参加する。

②市、公益財団法人東松山市農業公社及び公益社団法人埼玉県農林公社、埼玉中央農業協同組合等と連携し、貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止や縮小を希望する農業者の農地等について、農地中間管理事業の活用を検討する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和3年3月)	5経営体 (4.67 ha)

3年後の目標 (令和6年3月)	14経営体 (14.99ha)
3年後の実績 (令和6年3月)	15経営体 (9.74ha)
目 標 (令和9年3月)	21経営体 (15.74ha)

新規参入者数（新規参入者取得面積）は、平成29年4月1日を起点として集計する。

【目標設定の考え方】

毎年度2経営体（2.00ha）の参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ①県、市、埼玉中央農業協同組合等の関係機関と連携して、参入希望者を把握し、就農相談への対応、農地のあっ旋、指導者の紹介等に努めるなど積極的に支援する。
- ②参入希望者の地域との受入条件を調整するとともに、参入後も継続的な支援に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

東松山市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、東松山市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力